

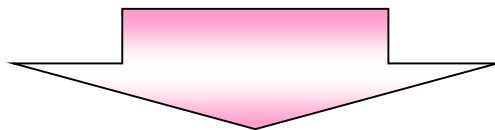
令和3年度 就学・転学相談手続及び 留意点について

指導部特別支援教育指導課
東京都特別支援教育推進室

就学相談

就学相談とは

- 障害のある子供一人一人にとっての最もふさわしい教育の場を考える



- 保護者ととともに考える法令に基づく行政手続
 - ※就学先決定の権限は区市町村教育委員会
 - ※保護者と区市町村教育委員会の合意形成が重要
 - ※学校指定は東京都教育委員会の権限

認定特別支援学校就学者の判断

判断基準の1つである学校教育法施行令第22条の3の抜粋

知的障害者	<ul style="list-style-type: none">一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none">一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

認定特別支援学校就学者の判断

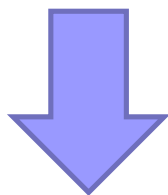
判断基準の1つである学校教育法施行令第22条の3の抜粋

知的障害者	<p>一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
肢体不自由者	<p>一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの</p>

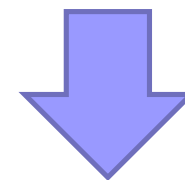
東京都における就学相談

就学支援ファイルの受理(6月～12月)

- (1) 区市町村から就学支援ファイルを受け取る。
- (2) 区市町村担当者より相談の経過や課題を聞き取る。



1 都立特別支援学校による就学相談(以下「学校相談」という。)の実施



2 東京都教育委員会(東京都特別支援教育推進室)による就学相談(以下「推進室相談」という。)の実施

学校相談

- 都立特別支援学校への就学の意思が明確である。
- 入学を希望する学校は通学区域の学校

※都立特別支援学校の管理職及び東京都教育委員会が委嘱した就学相談専門員(教員)が対応する。

推進室相談

- 通学区域外の学校への就学を希望
- 重複障害で障害種別の判断が困難
- 医療的ケアがある
- 訪問教育を希望
- 施設入所・通所児
- その他

施設入所児の就学相談

■ 当該施設

- 保護者の意思確認
- 名簿作成(5月)

■ 推進室

- 該当区市町村教委へ名簿一覧送付(6月)
- 推進室相談実施(該当施設＋推進室＋副校長及び専門員)
- 就学通知発送(10月～12月)

*** 区市町村教育委員会は、学齢簿の作成に留意！**

施設通所児の就学相談

■ 当該施設

- 保護者の意思確認
- 名簿作成(5月)

■ 該当区市町村教育委員会

- 該当児童・生徒の保護者と**面接のみ実施(意思確認)**
- 就学支援ファイル(表紙＋就学相談票＋面接票＋相談結果＋副籍書類)を推進室へ提出

■ 推進室

- 該当区市町村教委へ名簿一覧送付(6月)
- 推進室相談実施(該当施設＋推進室＋副校長及び専門員)
- 就学通知発送(10月～12月)

幼稚部在籍児の就学相談

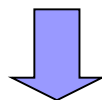
◇都立視覚障害及び聴覚障害特別支援学校

→就学相談資料を該当区市町村教委へ提出(7月末まで)

◇区市町村教委

→「就学支援ファイル」と「就学相談票」を保護者に記入してもらい、
面接のみ実施

→上記の書類と「面接票」と「就学相談結果」と「副籍書類」



東京都特別支援教育推進室へ提出

※注意

都外の視覚障害・聴覚障害特別支援学校幼稚部在籍児や保護者が区市町村立小学校への就学を希望した場合、居住地の区市町村教育委員会が就学相談を実施する。

自校進学の手続について

◇都立特別支援学校

- ・在籍校にて保護者の意思確認を行い、自校進学者として東京都教育委員会へ報告

◇東京都教育委員会

- ・自校進学者の報告に基づき、保護者、区市町村教育委員会に通知

*** 区市町村教育委員会においては、就学通知の発行に留意すること**

自校以外の学校へ進学する場合

①障害種別の異なる都立特別支援学校への進学

障害の判定が必要なため、特別支援教育推進室の就学相談を実施する。

②転居等による同障害種別の都立特別支援学校への進学

③区市町村立の中学校への進学

特別支援教育推進室の相談後、区市町村教育委員会での就学相談を実施する。

その他

- ①中央ろう学校中学部への就学を希望している場合
- ②病院へ長期入院していて、都立特別支援学校への就学を希望している場合
- ③転居を予定しているケースについて
現住所地で相談し、推進室に就学支援ファイルを提出した場合
 - ・就学支援ファイル写しの情報提供
(現住所地区市町村→転居予定区市町村)
 - ・**転居が確定した後**に、転居先の区市町村で**再度相談**を開始
 - ・「就学相談結果(様式5)」と副籍関係の書類を推進室に提出
(その他の書類は受理している書類を活用する)

就学支援ファイル作成の留意点

【就学支援ファイル一式】

- ①就学相談結果（様式5）
- ②就学相談票（様式1）
- ③面接票（様式2）
- ④医師診察記録（様式3）
- ⑤就学相談資料（様式4ほか諸検査の結果など）
- ⑥児童・生徒実態把握票（様式実一1から実一6まで）
- ⑦副籍制度における地域指定校について（通知）（副籍様式1）及び副籍交流希望書（副籍様式2）の写し

※12月までに東京都特別支援教育推進室に提出、相談内容の引継ぎを行うこと

就学支援ファイル作成の留意点

- 様式 報-1 押印欄の廃止について

様式 報-1

第 号
年 月 日

東京都教育委員会 殿

教育委員会
(公印省略)

就学相談の結果について（報告）

このことについて、別紙1のとおり決定したので報告します。

就学支援ファイル作成の留意点

- 就学支援ファイルの保護者連絡先の明記について

フリガナ		性別	生年月日
お子さんの氏名			年 月 日生
フリガナ		お子さんとの 続 柄	
保護者の氏名			
お子さんの 住 所	〒		
連 絡 先	電 話 () 氏 名 (続 柄) 平日の日中連絡可能な時間帯 (時から 時)		

保護者名とは別に連絡先を記入してください。日中連絡が可能な時間帯も記入をお願いします。

就学支援ファイル作成の留意点

- ・ 様式1 就学相談票の体験、見学の記入について

6 区市町村教育委員会における就学先の検討の経過

就学先	検討した内容・理由等	見学・体験 実施済は○をつける
通常の学級		
特別支援学級		
特別支援学校		

就学支援ファイル作成の留意点

- **様式3 医師診察記録**の提出について

総合的な判断の一つである専門家(医師)からの意見を
確認するための書類であるため**必ず提出**すること。

検査結果、行動観察記録等では代用はできない。

愛の手帳など障害の有無が分かる書類の写しがある場合
は、**受理のみ**。

様式3の提出後、都の相談と手続きを開始する。

様式3は、就学相談のために取得した最新のものを提出。

就学支援ファイル作成の留意点

- ・ 就学相談資料(様式4)と児童・生徒実態把握票の作成について

- 就学相談資料(様式4)とは、
就学前機関(幼稚園等)から情報を収集するための資料
児童・生徒実態把握票の様式の使用可。
- 児童・生徒実態把握票とは、
区市町村教育委員会が行動観察する際の記録用紙
就学相談資料とは別に作成すること。

就学支援ファイル作成の留意点

- 就学相談資料(様式4)と児童・生徒実態把握票の作成について

就学前機関記入	区市町村教委記入	受理
就学相談資料	実態把握票	○
実態把握票	実態把握票	○
就学相談資料	就学相談資料	×
実態把握票	なし	×
なし	実態把握票	×
就学相談資料	なし	×
なし	就学相談資料	×

不足・追加資料等の送付先について

【宛先】

教育庁神楽坂庁舎

東京都特別支援教育推進室

担当者 ○○ 宛

※宛先に

都立学校教育部特別支援教育課または
指導部特別支援教育指導課と記載すると
東京都庁に送付されるため記載しない。

転学相談

転学相談の留意事項

- 1 在籍校の校長の責任において転学相談を開始する。
- 2 学校見学・体験入学等を通して、本人・保護者の深い理解と納得を得る。
- 3 転学は年度替わりを原則とするが、特別な事情により年度途中に転学する場合には、転入校や区市町村教育委員会、東京都特別支援教育推進室と十分に連絡を取りながら相談を進める。

都立特別支援学校への転学

(1) 都内小・中学校からの転学

(2) 施設入所者及び病院入院者の転学

(3) 他県から転居に伴う転学

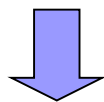
都立光明学園への転学

■ 学校見学(情報提供の場)

- ・保護者(及び本人)と在籍校
 - 区市町村教育委員会からの依頼
 - 東京都教育委員会同行(保護者との面談なし)

■ 転学相談を実施

- ・保護者(及び本人)と在籍校
- ・区市町村教育委員会における転学相談の実施



関係書類を東京都特別支援教育推進室へ提出

都立特別支援学校からの転学

(1) 都立特別支援学校→都内小・中学校

- ・視覚障害者等でなくなった場合
- ・校長が思料する場合

＊ 東京都教育委員会の転学相談

→ 区市町村教育委員会にて、転学相談を実施

(2) 都立特別支援学校間の転学

- ・同障害種別
- ・障害種別が異なる転学
- ・併置校における異なる種別の転学

(3) 都外への転学

区域外就学について

◎区域外就学とは、**設置者の異なる学校へ**
就学すること。

区域外就学の手続は、受入先の教育委員会の指示に従う。

(1) 区域外就学の開始の場合

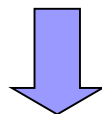
→保護者から「入学承諾書等」を受理し、学齢簿を管理

(2) 区域外就学の終了の場合

→区市町村教育員会の相談を実施し、推進室に書類提出

編入学

- **就学義務猶予又は免除を取り消された者**が相当学年に入学すること。
- **外国からの帰国者等**が相当学年に入学すること。



区市町村教育委員会にて編入学相談を実施



都立特別支援学校の教育が適切と判断



東京都教育委員会の編入学相談を実施

東京都特別支援教育推進室

「東京都就学相談室」の機能を拡大し、全体的な視野に立って、特別支援教育を推進するセンターとして、「東京都特別支援教育推進室」を設置しました。

様式はこちらから

機能概要

就学相談

転学相談

入学相談・入学者選考

就労支援

情報提供

理解啓発

連絡調整



お知らせ

①推進室にご来庁のみなさまへ
新型コロナウイルス感染症の感染予防のため次のご協力をお願いします。
・玄関常備のアルコールによる消毒
・手洗い、うがい、マスクの着用

②機能概要・就学相談ページに今年度の就学相談担当者向けの説明会用資料を掲載しました。 [New](#)

③全面的に、ホームページの更新を行いました。 [New](#)

パスワード
別途通知します。

関係機関担当者専用

各教育委員会担当者の
はこれからログイン
してください。

ログイン

